関西学院大学　教職員のみなさんへ

2022 年 9 月 30 日
2024 年 2 月 16 日改訂
2026 年 10 月 22 日改訂

性的指向・性自認（SOGI）の多様性に配慮した教育・研究に関する基本方針とガイドラインについて

関西学院大学

関西学院は、ダイバーシティ（多様性）を力とする「垣根なき共同体」を目指して、2010 年 9 月に「インクルーシブ・コミュニティ宣言－インクルーシブ・コミュニティ構築に向けて」（2014 年 3 月改訂）を制定しました。その中で、関西学院というコミュニティに集うすべての者（学生・生徒・児童・園児・教員・職員・同窓・その家族）が、コミュニティ内の性別、年齢はもとより、国籍、人種、民族、出生地、主たる言語、宗教・信仰、身体的・精神的特徴、そしてセクシュアリティといった違いを尊び、それぞれの能力を発揮できる環境づくりに向けて努力していくことを宣言しています。

また、「インクルーシブ・コミュニティ実現のための基本方針と行動指針」の中で、性的指向や性自認の多様性(SOGI*の多様性)を尊重するために、以下の 7 点を制定しています。

① 自認する性に基づく通称名を学院内で使用することを認める。
② 構成員本人が意図しない形で本人の性別情報が公表されることがないように、性別情報を含む個人情報は慎重に取り扱うとともに、必須の場合以外には性別に関する情報を収集しない。また、性別に関する情報を収集する必要がある場合には、本人の自認する性別を答えることが出来るように、回答欄を空欄（自由記述）にしたり、選択肢の中に「答えたくない」などを含めたりするようにする。
③ SOGI 等に関する公表の自由を、個人の権利として保障する。
④ これまで男女別という区分に基づいている、トイレや更衣室等の学院内施設、定期健康診断、体育実技などの授業において、SOGI の多様性にできるだけ配慮を行う。
⑤ 就職活動やインターンシップに関して多様な SOGI に配慮した相談を、学院内外の関連部署と連携して提供する。
⑥ 構成員の福利厚生の適用や、教室および職場における性別に基づく呼称の使用に関しても、SOGI の多様性にできるだけ配慮を行う。
⑦ SOGI に関連した相談の対応者（総合支援センターやハラスメント相談センターなどの教職員）へ具体的な事例や対応について研修を行う。

関西学院に所属する我々関西学院大学の教職員が、インクルーシブ・コミュニティの理念に基づき、SOGI の多様性を尊重しながら学生と接していけるよう、本ガイドラインでは、基本的な配慮・対応についてまとめています。また、用語解説、学内相談窓口も掲載していますので、ご活用ください。

教職員に求められる学生への配慮・対応の基本

1. 常に LGBTQ+*の学生がいることを前提として接する。

異性愛や性別二元論*を前提とせず、性自認、ジェンダー表現、性的指向、身体の性的特徴などの多様性に配慮した言動をとる。具体的には常に下記の 2〜7 のような対応を行う。第三者に指摘され、万一誤って不適切な言動をとってしまったことが分かった場合は、弁解をするのではなく「すぐに」「その場」で謝罪、訂正する。

2. 不必要に性別を確定しようとしない。

授業での指示や雑談において、原則として出席者の性別に言及しない。性別に関する情報を収集する場合は、その理由を明示したうえで、収集すべき情報に最適化したかたちで回答できるような質問にする。

3. 差別的な意味を持ちうる言葉やジェスチャーは使わない。

「ホモ」「レズ」「オネエ」「オカマ」「アッチ」「ソッチ」などは差別的な意味を持ちうる。学生による差別的排他的な言動に気づいた場合は、見過ごすことなく指摘する。

4. 出席者を呼ぶ際は、呼称に配慮する。

名簿掲載名や外見などから推測される性別に従って呼称の使い分け（「〜さん」「〜くん」、外国語ではMs. Mr, he, she, 三人称単数の they*など）をすることのないようにし、出席者それぞれの希望を尊重する。日本語では、共通の敬称（「〜さん」など）を用いることを基本とする。

5. 守秘を徹底する。

出席者の性別や性的指向などに関する情報が、本人の意図しないかたちで公表されることのないよう注意する。特に LGBTQ+の学生にとって、自らの性に関する情報は人間としての尊厳、そして現実の社会生活における安全にかかわる。アウティング*が起これば、授業に出られなくなるだけでなく、生活・生命を脅かす可能性があることを理解する。

6. 学外での教育・研究活動においても配慮する。

ゼミ合宿、海外研修、調査、学会発表等学外での教育・研究活動においても上記の対応を行う。また、宿泊を伴う場合、参加者の希望に即して部屋、浴室、更衣などに配慮する。ただし、当事者がそのような要望を申し出たり調整したりすることは負担になる可能性があるため、最初に全員が個室に宿泊できるかどうかなどを検討し、当事者が配慮を受けるまでのハードルをできるだけ下げるように努める。

7. 学生から相談を受けたら

当事者が学生生活で困っている「困りごと」への適切な対処・サポートを行うことが大切である。寄り添う気持ち、理解しようとしている姿勢を示す。学生の生活・生命に深く関わる問題であり、原則として、教職員が一人で対応するのではなく、学部事務室等（以下、事務室）と連携しながら対応を行う。

学生自身、「どのようにしたいか」「どのようにしてほしいのか」が不明確な場合も多いので、

① まず、学生が「何に困っているか」「どのようにしていきたいか」を確認する。
② 学生の希望に沿うように対応をしたいと考えていることを伝え、
③ この情報を事務室や学内の関係機関のどこまで共有してよいか確認をしたうえで、共有することへの承諾をとる。承諾が得られた場合、承諾を得た範囲内で、④～⑥の対応を行う。
④ 本人の承諾を得た範囲で、相談があったという事実と内容を、必要に応じて事務室や学内関係機関に知らせる。その際には、学生を特定せずに知らせてもよい。
⑤ 対応で分からない点が生じた場合には、そのつど事務室に相談する。
⑥ 学生にも、必要があれば事務室や学内関係機関に相談するよう伝える。各相談窓口の職員が匿名性に配慮しながら学生からの相談を受けつけて、希望に応じるかたちで教員につないだり、他の窓口を紹介したりする。

マイクロアグレッションを生じさせないために

教員や他の学生が意図しなくても、無意識の偏見や思い込みから行う言動が、性的マイノリティ当事者を傷つけたり、その人の性のあり方を否定したりする事態を招くことがあります。そのようなマイクロアグレッションを引き起こさないために、以下のような事例も参考にしてください。

- ×名前や服装などで性別を決めつけ、「そこの女性」などと呼びかける
 →相手の自認していないジェンダーを割り当てるミスジェンダリングにつながるため、「何色の服の人」などと言い換える
- ×「男女が半々になるように分かれて」などと指示する
 →「いろんな属性の人と一緒になるように分かれて」などと言い換えたり、学籍番号など他の情報をもとにグループ分けしたりする

- ×教室内のジェンダー比を探ろうとし、中性的な名前や外見の学生に「あなたは女性か男性か」などと尋ねる
 →その場にいる個々人のジェンダーを特定するのではなく、統計データを用いて大学全体の傾向に言及するなどする。外見や氏名の特徴にもとづいて性別を尋ねることは、カミングアウトを強いることにもつながるため、決してしてはならない。
- ×「彼氏（彼女）がほしいだろうけれど」などと恋愛感情や異性愛、性別二元論を前提とした発言をする
 →非異性愛者、アセクシュアル、アロマンティックなどの学生もいることを前提とし、性別や恋愛のあり方を決めつけない言い方をする。
- ×「今はさん／くん分けしてはいけないらしいのですよね」などと、発言に気を付けているように装いつつ、性の多様性を揶揄するような発言をする
 →揶揄するような発言はせず、さん／くん分けについて尋ねられたら、ミスジェンダリングしないように、さん／くん分けしないことが大切であることを伝える
- ×十分な情報共有や事前のファシリテーションをしないまま、「同性同士の婚姻を認めるべきか」「トランスジェンダーの空間利用を認めるべきか」など、LGBTQ＋の人々の権利や存在を賛否の対象として学生同士に議論させる
 →当事者の権利や尊厳がかかわるトピックを単純な賛否の討論の題材にしない。授業でLGBTQ+に関する論点を扱う場合には、当事者の経験を反映した資料や先行研究を用いて必要な情報を事前に共有し、差別的な言動をしないなどのグラウンドルールを設定する。
- ×コメントペーパーに寄せられた差別的な意見をそのまま紹介する
 →出席者へのマイクロアグレッションになりうるため、差別的な意見をそのまま紹介せず、十分に解説を行ったのち、問題点を示しつつ要約的に紹介するようにするなど
- ×ゼミでLGBTQ＋への偏見に基づく発言があったときに放置する
 →その場で、何が問題なのかを説明する。その場で介入できなかった場合も、次回授業時などに改めて説明する
- ×ゼミでLGBTQ＋に関する学生の報告に対して、「なぜそのトピックを選んだのか、きっかけは？」などと質問があったとき、そのまま答えさせる
 →カミングアウトせざるを得なくなる可能性があるため、学生の質問を先行研究への貢献や調査の実現可能性への問いとして言い換えたり、個人的な理由を答えることは研究上必要ではないと指摘したりして、答えずに済むようにするなど。
- ×性的惹かれを抱いたことがないと相談され、学生が深刻にとらえないように、「まだ若いから」「大人になったら変わる」と伝える
 →性的惹かれを抱くことを前提にした助言をすることは、学生のセクシュアリティを否定することにつながる。相手の経験を否定せずに本人の語りを尊重し、性的・恋愛的惹かれを抱かないことを含め、さまざまなセクシュアリティがあることを伝える。

学生の通称名の使用について

本人の申し出により、学内において通称名を使用することが可能です。性別違和を持つ学生が通称名の使用を希望する場合は、学部事務室に相談するよう伝えてください。保証人の同意（捺印や署名）は不要です。

なお、通称名を使用した場合、学内での呼称は卒業証書等で本人が選択できる場合を除き全て通称名となり、大学からの保証人への連絡も通称名で行われます。

学生の性別の変更について

大学の管理する学生情報には、戸籍上の性別が登録されています。これは包括的な学生サポートの提供の検討や統計情報として活用するため等に必要な事項となります。ただし、大学が発行する学生証や授業担当者が管理する受講者名簿などには、性別欄は記載されていません。

なお、戸籍上の性別を変更していない場合、大学に登録されている性別の変更はできません。大学に登録されている性別の変更を希望する学生からの相談を受けた場合は、戸籍上の性別の変更が分かる資料を持参のうえ、学部事務室に相談するよう伝えてください。

相談窓口

・学部・研究科事務室

授業や研究に関連して、ジェンダー・セクシュアリティをはじめ、多様性に関わる配慮や対応、権利の保障を希望する場合、事務室に相談することができます。

・学生活動支援機構キャンパス自立支援室

https://www.kwansei.ac.jp/campuslife/health.html

学生活動支援機構は、環境面から経済面まで学生生活をあらゆる角度から支援しています。その中のキャンパス自立支援室は、障がいのある学生への修学支援が円滑に行われるように、各学部と連携して配慮を必要とする学生の個別のニーズに対応した修学支援を提供しています。

・保健館

https://www.kwansei.ac.jp/campuslife/health.html

学生や教職員の皆さんの健康生活を支援すると共に、病気治療のために診療も行っています。また、健康に関するあらゆる相談に対応しています。

健康診断に際して、トランスジェンダーやノンバイナリー、性別違和のある方など、学生・教職員の希望者に個別検診の対応を行っています。

相談窓口： 0798-54-6035

・ハラスメント相談センター

https://ef.kwansei.ac.jp/efforts/harassment

専門相談員がハラスメントに関連する相談を受け付けます。

相談窓口： ch-soudan-center@kwansei.ac.jp

本学の人権啓発活動について

・人権教育研究室

https://www.kwansei.ac.jp/r_human

関西学院大学の人権教育と研究を支援する組織です。すべての学生を対象とした人権教育科目の開講や、年二回の人権問題講演会の企画・開催、関学レインボーウィークの開催など、人権啓発活動を行っています。また「LGBTQ+卒業生たちのライフストーリー集」を出版しています（人権教育研究室の HP よりアクセスできます。）

多目的トイレについて

以下のアクセシビリティマップより、関西学院大学に設置されている多目的トイレ等の場所をご確認いただけます。

https://www.kwansei.ac.jp/assets/accessibility_map_202504.pdf

各キャンパスでは、建物毎に多目的トイレが設置されております。また、西宮上ケ原キャンパスに建設中の新学生サービスセンター4階には、オールジェンダートイレが設置される予定です。

教職員への対応

・同性パートナーがいる教職員の福利厚生

同性パートナーがいる教職員は、パートナーシップ証明書を提出することにより、配偶者がいる教職員と同様に、特別休暇の取得および慶弔に関する制度の適用を受けることができます。

・なお、教職員もハラスメント相談センター等の学内相談窓口を利用することができます。健康診断における個別対応については、「相談窓口」の保健館の項目を参照してください。

用語解説

性の多様性

個々人のセクシュアリティ（性のあり方）は、以下のようなさまざまな要素から考えることができ、その内実や組み合わせは多様です。「男性であれば女性を好きになるだろう」「フェミニンな表現をしているから女性だろう」などと、それぞれの要素に勝手に連続性を見出すことのないようにしましょう。「性的マイノリティ」だけでなく、すべての人が性のあり方に関する当事者であるという視点をもつことが大切です。

・出生時に割り当てられた性別：出生時に外性器の形態などをもとに判定され、出生証明書に記載される性別

・身体の性的特徴：性染色体の構成や外性器の形状、第二次性徴のあり方など身体にかかわる性的な特徴。男女の二値に明確に分けられない多様なあり方があります。

・ジェンダー・アイデンティティ（性自認、性同一性）：自分の性別をどのように認識しているか、性別に関してどのようなアイデンティティを持っているかを表す概念。出生時に割り当てられた性別と同じとは限らず、女性・男性に当てはまらないジェンダー・アイデンティティもあります。ノンバイナリー、Xジェンダー、ジェンダークィア、中性、無性、両性、性別が揺れ動いたり切り替わったりする不定性などの様々なラベルが存在し、その意味は人によって異なり、これらの語を用いなかったり、新たな語を生み出したりすることもあります。

・ジェンダー表現：「俺」「僕」「わたし」といった一人称や服装、髪型など、社会生活の中で自身のジェンダーをどう表現するのかを表す概念

・性的指向：どのような対象に性的に魅力を感じるのか、感じないのかを表す概念。異性に向かう「異性愛（ヘテロセクシュアル）」、同性に向かう「同性愛（ホモセクシュアル）」、両性に向かいうる「両性愛（バイセクシュアル）」、相手のジェンダーに限定されず性的な惹かれを経験しうる「全性愛（パンセクシュアル）」、性的な惹かれを覚えない「無性愛（アセクシュアル）」など。性的指向性と恋愛的指向性を分けて考えることもあり、たとえば、恋愛的惹かれを覚えない「アロマンティック」や、相手のジェンダーに限定されず恋愛的な惹かれを経験しうる「パンロマンティック」などがあります。

LGBTQ（エル・ジー・ビー・ティー・キュー）/LGBTQ+（エル・ジー・ビー・ティー・キュー・プラス）

LGBT は、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別とは異なるジェンダー・アイデンティティをもつ人）の頭文字からなり、社会で規範的とされる考え方や期待とは異なる性的指向や性自認を持つ人々を指す語として広く使われています。

これに、クエスチョニング（性のあり方に関するアイデンティティが定まっていない／定めたくない、あるいは特定の枠を自らに適用しないあり方）、あるいはクィア（固定的なアイデンティティを前提としないなど、社会的に規範的とされる性のあり方に当てはまらないあり方）を加え、LGBTQ や LGBT+、LGBTQ+などと表記されることもあります。

トランスジェンダー

出生時に割り当てられた性別とは異なるジェンダー・アイデンティティをもつ人や、出生時に割り当てられた性別とは異なる性別で生活する人を指します。出生時男性と割り当てられ、女性としての性自認をもつ／女性として生きている人をトランスの女性、出生時女性と割り当てられ、男性としての性自認をもつ／男性として生きている人をトランスの男性といいます。ノンバイナリーやXジェンダーなど非二元的な性自認をもつ人も、トランスジェンダーに含められることがあります。ただし、個々人がトランスジェンダーであると自認するとは限りません。

なお、トランスジェンダーは、医学的な診断概念である「性同一性障害」とは異なります。現在の国際的な診断分類では「性同一性障害」という診断名は用いられておらず、「性別違和」や「性別不合」といった概念が用いられています。とくに「性別不合」は、精神疾患ではなく、性の健康に関連する状態として位置づけられています。

シスジェンダー

出生時に割り当てられた性別と同じジェンダー・アイデンティティをもつ人や、出生時に割り当てられた性別と同じ性別で生活する人を指します。マジョリティであるシスジェンダーを中心として社会が成り立っており、トランスジェンダーの人々にとっての障壁が生じていることを認識することが重要です。

なお、人々はトランスジェンダーかシスジェンダーかのどちらかに位置づくのではなく、トランスではないがシスとも言い切れないといった、さまざまな出生時に割り当てられた性別と性自認との関係（ジェンダー・モダリティ）があります。

性別二元論（男女二元論）

社会において「男性」「女性」という二つの性別しか存在しないことを前提とし、そのどちらかであることを強いるような規範のこと

三人称単数の they

英語圏で用いられる、「男性」「女性」という二元的なジェンダーを前提としない人称代名詞。theyを使っているからといってその人がノンバイナリーであるとは限らず、また非二元的なジェンダーを自認する人がtheyを用いることもあります。

SOGI（ソジ）

「性的指向（Sexual Orientation）」と「性自認（Gender Identity）」の頭文字をとった略称（ソジ、ソギと読む）。「LGBT」が特定のマイノリティの性のあり方を指す概念であるのに対して、「SOGI」は性的指向や性自認がマイノリティだけの問題ではなく、すべての人にかかわる性のあり方であることを示す概念として用いられています。

「ジェンダー表現（Gender Expression）」および「身体の性的特徴（Sex Characteristics）」を加え、「SOGIESC」（ソジエスク）という総称も使われます。

カミングアウト

性的マイノリティが自らの性のあり方を他者に伝えること。カミングアウトは、当事者がしなければならないことではなく、必要なときに、タイミングや相手を選んでおこなうことがありますが、カミングアウトしないことを選ぶ人もいます。カミングアウトは決して当事者に強制してはならず、またカミングアウトを受けたときにはその内容を許可なく第三者に伝えてはいけません。

アウティング

他者に開示していない本人の性に関する情報を、本人の意思に反して、もしくは本人の意思を確認せずに、他人が暴露すること。教員の学生へのジェンダーによる呼び分け（「○○くん」、「Miss○○」など）がアウティングを引き起こす場合もあります。アウティングは性的マイノリティ学生にとって教育機会の損失（授業に出席できなくなるなど）となりうるほか、最悪の場合には生命にかかわる重大な人権侵害となる可能性があります。

カミングアウトを受けて対応が必要な場合は、そのことを誰かに話してもよいか、話してもよいとすれば、誰に、どこまで話してよいか、必ず本人の意向を確認してください。よかれと思ってとった行動が、アウティングにつながることもありえます。

アライ（ALLY）

LGBTQ＋を理解し、支援する人たちのことを表します。

【参考文献】

・神谷悠一・松岡宗嗣（2020）『LGBT とハラスメント』集英社新書

・澤田有希子・武田丈・飯塚諒・髙林要・織田佳晃・吉川寛・梶谷優希，2024,「SOGI の多様性尊重に向けた大学の取組みとキャンパス環境がメンタルヘルスに与える影響に関する研究――LGBTQ＋学生・教職員を対象としたWeb調査の分析から」『人権研究』28: 1-21.

・社会学部 教員向け「学生の多様性に配慮した教育・研究環境の実現に向けてのガイドラインセクシュアルマイノリティ学生への配慮・対応を中心に」

・社会学研究科 教員向け「学生の多様性に配慮した教育・研究環境の実現に向けてのガイドラインセクシュアルマイノリティ学生への配慮・対応を中心に」

・筑波大学（2024）『LGBTQ＋に関する筑波大学の基本理念と対応ガイドライン』（https://diversity.tsukuba.ac.jp/lgbtq/guideline/guideline-web）

・東京大学（2024）「東京大学における性的指向と性自認の多様性に関する学生のための行動ガイドライン」（https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400232573.pdf）

・人間福祉学部・人間福祉研究科「SOGI（性的指向および性自認）の多様性への配慮・対応に関するガイドライン」

・広島大学（2023）『性の多様性に関する理念と対応ガイドライン－LGBT 等の学生と教職員を包摂するキャンパスを目指して－』（https://www.hiroshima-u.ac.jp/system/files/201070/Policies_and_Guidelines_for_Respecting_Gender_and_Sexual_Diversity_20230401_ja.pdf）

・早稲田大学ダイバーシティ推進室（2023）「セクシュアルマイノリティ学生への配慮・対応ガイド」（第 5 版）（https://www.waseda.jp/inst/diversity/assets/uploads/2023/03/sexual-minority-guide_web.pdf）

・早稲田大学 GS センター（2026）『LGBTQ+学生生活サポートガイドVer.9』（https://www.waseda.jp/inst/gscenter/assets/uploads/2026/03/Web_supportguideV.9.pdf）